和歌山弁護士会
御坊・日高常設法律相談所

毎週木曜日　**面接相談（事前予約制）**　**秘密厳守**

和歌山弁護士会は、毎週木曜日に御坊市の財部（たから）会館で、面接による法律相談を行っています。借金、過払い、貸金、破産、離婚、交通事故、遺産分割・遺言、残業代、パワハラ・セクハラ、損害賠償、刑事事件などあらゆる法律問題について弁護士によるアドバイスを聞いていただけます。いろいろなお困り事・お悩み事があり、法律問題かどうか分からないことも多くありますので、まずは弁護士にご相談下さい。

２０２６年１１月の担当弁護士

（予定）

１１月　５日	（木）	淺尾隼人
１１月１２日	（木）	松山魁杜
１１月１９日	（木）	山下俊治
１１月２６日	（木）	田伏宏行

＊上記以降も引き続き実施します。
時間：午後１時３０分から午後４時まで
場所：財部（たから）会館
（御坊市湯川町財部４８５）
相談時間：３０分以内
相談料：５，５００円（税込）
＊収入の少ない方は無料になる場合があります。
お気軽にお問い合わせ下さい。



お問い合わせ、相談のご予約については・・・・

和歌山弁護士会　TEL073-422-5005

（受付時間：平日の午前９時１５分から正午、午後１時から午後５時まで）

＊相談日の前日午後４時までに予約をして下さい。

トピックス　～ 遺言について ～

ご両親がご健在の間は、争いがなかった相続人間でも、相続が開始したときに争いが生じることがあります。その際に、遺言があれば、これを防げる可能性があります。

遺言の内容を、特別受益や寄与分を考慮し、法定相続分と異なる割合にする場合や法定相続人以外にも遺贈する場合は、その理由も記載しておけば、相続人の納得も得られやすいかと思います。

また、遺言書の有効性について相続人の争いが生じる恐れがあるなどの不安がある場合は、公正証書遺言を検討したり、相続人が遺言の存在に気づかない、遺品整理時に誤って廃棄してしまうなどの事態を避けるために、法務局の遺言書保管制度及び指定者通知制度などを利用する方法等があります。

自筆証書遺言では形式不備により無効になることに注意する必要があります。

まずは弁護士に相談してみてはいかがでしょうか。　（弁護士　淺尾　隼人）